

「政基公旅引付」の日記史料学

——戦国期の公家日記と在地社会——

廣田浩治

はじめに

「政基公旅引付」（以下、「旅引付」）は、戦国期の九条家前当主・前関白の九条政基（文安二年〔一四四五〕～永正二三年〔一五二六〕）が、文亀元年（一五〇二）三月から永正元年（一五〇四）十二月までの約三年八カ月の間、家領の和泉国日根荘に下向・在荘して直務支配を行った時の日記である。原本は宮内庁書陵部が所蔵しており、写本は現在のところ発見されていない。

「旅引付」の刊本は、一九六一年に宮内庁書陵部の『図書寮叢刊』として刊行されたのが最初で、一九九六年には中世公家日記研究会によって活字の本文篇とともに影印篇が和泉書院より出版されている。二〇〇一年には「旅引付」を読み下して詳細な注・参考史料・

人名一覧・年表を付けた『新修泉佐野市史』第五巻が刊行されている。また「旅引付」の索引としては、早くに東京大学中世史研究会編『図書寮叢刊「政基公旅引付」索引』（一九六八年）が出され、前述の和泉書院刊『政基公旅引付』本文篇に研究抄録篇・索引篇が付されている。このほか、『新修泉佐野市史』第四巻（二〇〇四年）にも「旅引付」所収文書（紙背文書を含む）の編年一覧表が掲載されている。

「旅引付」は権門公家の日記であるが、京都を離れた家領における日記であり、「家門御下向」の荘園支配の史料として荘園制研究に使われてきた。また日根荘の民衆生活の様相を描いた貴重な史料として、戦国期の村落研究に頻繁に用いられてきた。戦国時代の戦乱・飢饉・略奪の実態を生々しく描いた史料としても知られ、「旅引付」の描く戦国時代の村落や社会世相の解明が当該期の研究の主

政基の在莊直務において家僕が政基の命令文書伝達に大きな役割を果たしたとし、「旅引付」が書かれた場である、政基の「旅所」日根莊入山田村長福寺の空間について考察し、長福寺に莊園支配の文書が蓄積されていた点を明らかにした。⁶⁾

「旅引付」の記述の信憑性について、服部英雄氏は、政基が「旅引付」に記さなかった「真実」を「九条家文書」から明らかにした。⁷⁾水藤真氏は「旅引付」には改竄があるとしてその信憑性を問い、「旅引付」には村の描写が希薄で政基は村の実態を見抜いていないと結論づけている。⁸⁾一方、酒井氏は「旅引付」が後々の支証たり得るように事件をできるだけ正確に記すよう努めており、それは村の情報収集に支えられていたと述べる。これらは「旅引付」の日記としての性格を論ずる際の興味深い争点となっている。

このように近年では、従来のように村落や農民生活の史料として記事の一部を利用するだけではなく、「旅引付」がどのような日記であるのかを問うた上で、問題を論じなければならぬ段階に至っているといえよう。いまだ「旅引付」がどのような日記なのか論じ尽くされたわけではない。特に戦国時代の公家の日記としての「旅引付」にどのような特質があるのかを追究する必要がある。

本稿ではまず「旅引付」の史料的形態や政基の記録の仕方を考察し、次いで情報源となった文書と「旅引付」の関係、他の公家日記と「旅引付」の関係を考える。これらの考察により戦国時代の公家

日記としての「旅引付」の性格を論じたい。

一 「旅引付」の形態と記録過程

1 「旅引付」の形態と成立の時期

まず先行研究の確認も踏まえて「旅引付」の史料的な形態を考える。「旅引付」は甲・乙・丙・丁・戊の五冊からなる冊子形の日記である。一般には「政基公旅引付」と呼ばれるが、日記の原題は「旅引付」である。「旅引付」各冊には原表紙、近世の後補表紙、宮内庁書陵部によると思われる現表紙がある。原表紙の表題は「旅引付」とだけ記され、九条政基の花押と外題が据えられている。装丁はもと線装仮綴本で、のちに書陵部において大和綴装に改められた。甲・乙・丁冊は袋綴装、丙・丁冊は列帖装（粘葉装）である。

政基の在莊直務と日根莊（日根野村東方・西方と入山田四か村）の概略については、「政基公旅引付」年表を参照いただきたい。「旅引付」甲・乙・丙・丁・戊の五冊の日記の記録年代は以下の通りである。

甲冊 文亀元年（一五〇一）三月～十月

乙冊 文亀元年十一月～十二月 文亀二年（一五〇二）正月～

八月

「政基公旅引付」年表

| 和暦（西暦） | 月日 | 出来事 |
|-------------------|--------|--|
| 明 応 9 年 (1500) | | 和泉両守護と根来寺が和泉国で戦い、両守護が自害する。両守護と室町幕府京兆細川家が根来寺を破り、和泉国を制圧する。 |
| 文 亀 元 年 (1501) | 2月5日 | 3月にかけて九条家が日根荘に使者を派遣するか検討する。 |
| | 3月28日 | 九条政基（57歳）、和泉両守護のいる堺を經由して、日根荘に向向する。29日に日根野村の無辺光院に到着する。 |
| | 4月1日 | 政基、入山田村の大木村長福寺に移る。 |
| | 4月14日 | 政基の段銭納入命令に対して日根野村東方の番頭が逃亡する。 |
| | 4月24日 | 室町幕府、これよりしばしば、日根荘に対する両守護の違乱を停止する命令（幕府奉行人奉書）を下す。 |
| | 6月17日 | 佐野市で、守護方が大木村の百姓三人を召し捕る。百姓の一人は堺に拘禁されるが脱出して帰村する。 |
| | 6月28日 | 政基の子息九条尚経が関白に就任する。 |
| | 7月11日 | 15日まで毎晩、入山田四か村（船淵・菖蒲・大木・土丸村）の百姓が風流念仏を催し、政基の長福寺にも参上する。 |
| | 7月20日 | 入山田村の滝宮にて雨乞いが行われる（22日に雨が降る）。 |
| | 8月13日 | 入山田村の衆が滝宮で恒例の雨喜の風流を催す。 |
| | 8月15日 | 和泉国五社宮放生会。入山田村で風流・猿楽が催される。 |
| | 8月22日 | 根来寺の関伽井坊明尊が政基に借銭の返済を督促する。 |
| | 8月24日 | 25日にかけて入山田村の滝宮の祭。田楽などが催される。 |
| | 8月28日 | 守護被官日根野光盛が日根野村に侵入するが、日根野・入山田村の百姓が撃退する。政基、光盛の所領を没収する。 |
| | 9月23日 | 日根野光盛らが日根野村に侵入するが、百姓らが撃退する。 |
| | 12月18日 | 後柏原天皇の即位礼の延期の報が政基に届く。 |
| 文 亀 2 年 (1502) | 1月2日 | 政基、京都の尚経に帰洛する意思を伝える。 |
| | 1月26日 | 窃盗の罪で七宝滝寺の悪僧が政基に召し捕られる。入山田村の番頭は悪僧の助命を願い出て政基と対立する。 |
| | 1月27日 | 政基、悪僧を処刑させたと日記に記すが、実は悪僧は助命される。 |
| | 4月26日 | 日根野村東方百姓が政基への公事銭納入を拒否し逃散する。 |
| | 5月22日 | 日根野村西方百姓が両守護方への半納を政基に訴える。 |
| | 8月5日 | 根来寺・佐藤久信・神於寺が和泉に侵攻し守護方との合戦がはじまる。日根野村西方や周辺の村が放火に遭う。 |
| | 8月21日 | 政基、戦火を避けて犬鳴山七宝滝寺に避難する。 |
| | 9月7日 | 入山田村の番頭が根来寺と交渉して、在陣・乱妨狼藉停止の禁制を得る。 |
| | 9月12日 | 周辺の村が戦火を避けて入山田村に財物を隠す。 |
| | 9月13日 | 日根野村の百姓が虫害のため政基に作柄調査を求める。 |
| | 11月3日 | 政基、七宝滝寺縁起を借り出して筆写する。 |
| 文 亀 3 年 (1503) | 1月15日 | 長福寺の門前で三毬打（左義長）が行われる。 |
| | 3月16日 | 政基の娘が入山田村で誕生する。 |
| | 5月2日 | 政基の在荘経費のため船淵村の百姓が根来寺から借銭する。 |
| | 6月26日 | 和泉国の旱魃が深刻になり、滝宮で雨乞いが行われる。 |
| | 7月12日 | 入山田村の百姓が佐野市で日根野光盛に召し捕られる。 |
| | 10月17日 | 両守護方が日根野村の無辺光院の前住持の善興を召し捕る。 |
| 文 亀 4 年 (1504) | 2月16日 | 昨年の旱魃・不作で百姓の多くが餓死し、百姓は炭粉を食べて存命を図る。炭の盗人を菖蒲村の百姓が検断（処刑）する。 |
| 永 正 元 年 (1504) | 3月28日 | 正円右馬の盗犯事件が発覚し、政基、翌日に正円右馬を処刑する。 |
| | 5月1日 | 政基、米麦の売買禁止や撰銭を定めた法を定める。 |
| | 7月5日 | 正円右馬の弟高野聖順良が兄の無実を政基に訴える。 |
| | 7月10日 | 順良が高野山に帰り、訴訟はうやむやのまま終結する。 |
| | 7月19日 | 根来寺と守護方の和平と日根郡の半済がなる。 |
| | 9月9日 | 根来寺・畠山氏・佐藤久信が泉南に侵攻し、両守護を破り和泉国を制圧し、これ以後、和泉一国に半済を行う。 |
| | 11月7日 | 政基、根来寺関伽井坊明尊を日根野・入山田村代官職に補任する。 |
| | 12月21日 | 政基の上洛経費の散用状が作られる。政基、この前後に日根荘を去って帰洛する。 |

丙冊 文亀二年九月～十二月 文亀三年（一五〇三）正月～
十二月

丁冊 文亀四年（永正元年・一五〇四）正月～六月

戊冊 永正元年七月～十二月

「旅引付」は紹介された当初は、「慈眼院殿旅引付」の名称も用いられていたが、やがて「政基公旅引付」の名称が定着した。慈眼院は九条政基の院号である。政基の玄孫である九条道房の編による近世前期の「九条家記録文書目録」（宮内庁書陵部所蔵）には、「五帖〔合点〕 甲乙丙丁戊 慈眼院殿御引付 御自筆」と記されている。なお、図書寮叢刊『政基公旅引付』の解題は近世の後補表紙を道房の筆ではないかと推測している。

「旅引付」丁冊末には政基の曾孫の九条兼孝による慶長六年（二六〇二）の自筆奥書があり、「旅引付」を「慈眼院禪定殿下之自筆」とする。「九条家記録文書目録」も「旅引付」を政基の自筆とする。現在のところ、誤記・抹消・後からの挿入記事が多い「旅引付」は、政基が在荘時に書いた自筆本と見られているようである。しかし前述のように小山氏は、「旅引付」は整然とした字で書かれ紙背文書が少なく誤記にも規則性があり、挿入記事のほとんどは日記の地の文でなく筆写した文書であることから、これを後の浄書本とみる。

まず、以上の小山氏の主張を再検討する。「旅引付」には確かに紙背文書が少ない。梶木氏および『新修泉佐野市史』第四・第五巻が紹介した甲・丁冊の紙背文書、それに丁冊原表紙の紙背文書（仮名書あるいは習書と思われるが袋綴装のため未翻刻）だけである¹⁰。しかし、列帖装（粘葉装）である丙・戊冊はそもそも製本上反故紙の再利用ができない。甲・乙・丁冊も袋綴装であり、表の面の日記記事と裏の面の紙背文書を後日に照合確認することができない¹¹。そのため反故紙が政基の手元にあったとしても、袋綴装の形態では表の日記の記事に関連する内容の文書を紙背に再利用するには適さない。「旅引付」は形態的に紙背文書を要しない日記である。紙背文書の乏しさから直ちに「旅引付」を後の浄書本とすることはできない。

在荘中の政基の手元には、直務支配の文書（発給文書案文・帳簿）や根来寺・両守護・九条家・日根荘の村（日根野・入山田村）からの文書があった。それらは「旅引付」に筆写される（伝存しない文書はおそらく廃棄）か、直務の文書として利用された後に京都に持ち帰られ「九条家文書」として後世に伝わったが、「旅引付」の料紙にほとんど使われていない。

小山氏が指摘する文亀二年八月十五日～二十九日の干支のずれも、後の浄書による誤記の結果とは断言できない。また挿入記事がほとんど筆写文書であることも後の浄書とする根拠にはならないと思われる。後の浄書であれば挿入の形跡は書き換えられなくなる可能

性が高いと考えられるので、挿入の跡が残っているということ逆
に後の浄書ではない証拠になり得る。また小山氏が言及しない他の
誤記・脱字・抹消・挿入の箇所も後の浄書であれば、書き換えられ
てなくなるであろう。誤記・脱字・抹消・挿入の跡がそのまま多く
残ることは、やはり「旅引付」が在荘時の自筆本である証拠である
と考えられる。

「旅引付」には四枚の入紙（甲冊・乙冊・戊冊）あり、うち二枚は
書状、一枚は短冊・貼紙（文亀二年五月十九日条）がある。後の浄書
であればこれも編集・整理されてなくなるのではなからうか。ま
た、「旅引付」の一部が浄書・再編集された（途中で浄書が放棄され
た）可能性も想定されようが、誤記・脱字・抹消・挿入の箇所は
「旅引付」五冊の随所に見られる。よって一部のみが浄書されたと
は考えられない。

田沼・梶木両氏による「旅引付」の寸法の計測値を見ても、「旅
引付」は各冊ごとの料紙の寸法が大きく異なる。冊子の縦横および
料紙の寸法は大きい順に丙・戊・甲・乙・丁冊である。以前、宮内
庁書陵部で「旅引付」原本を観察調査したが、梶木氏も指摘するよ
うに各冊の料紙寸法は統一されていない。また料紙の質を見ると
甲・乙冊に比べて丙・戊冊の紙の漉きは粗悪である。時期が下るに
つれて料紙の質が下がっており、在荘の長期化に伴い政基は料紙の
調達に苦労したに違いない。料紙の調達先も各冊ごとに異なるであ

らう。同じ冊でも料紙が同一寸法に裁断されておらず、不統一であ
る。料紙の不均質や綴の不統一は、在荘中にそのつど入手した料紙
で政基が「旅引付」を書かねばならなかったことによるものである
う。料紙や綴の形態から見ても、「旅引付」を後の浄書とすること
はできない。結論として「旅引付」はやはり政基の在荘中の日記と
せねばならない。

2 「旅引付」の記録過程

次に「旅引付」がどのように書かれたか、政基の記録の仕方を考
える。政基は戦国の日根荘の村落の様々な出来事を記録したが、自
身は「旅所」の長福寺からほとんど動いていない。長福寺を離れた
のは、犬鳴山への避難（文亀二年八月二十一日～二十三日）・櫻井川
での河水遊覧（文亀三年二月十四日）、永正元年九月十六日の坂口地
蔵・八王子社・円満寺・大日堂（政基の居所長福寺に近い大木村円満
寺の直近）への参詣に限られる。「旅引付」の事件記事の多くが、
よく知られる、次の入山田村の滝宮や犬鳴山七宝滝寺での雨乞いの
習俗の記事のように、末尾が「云々」で終わる間接的な伝聞情報で
ある。

二十日丙申、晴、近日依炎干、從今日於滝宮社頭有請雨之儀、

大鳴山七宝滝寺之寺僧等
地——下——沙汰之、三ヶ日之中ニ必有甘雨也、若不降者於

七宝滝沙汰、其猶不叶時者於不動明王之堂沙汰之、其後猶不降者、於件滝壺へ入不淨の物謂風之憤物云々、必無不降事云々、後三四日

村之地下衆等
沙汰也云々¹³

伝聞情報といつても「旅引付」の信憑性が直ちに損なわれるわけではない。政基は日根荘に随行した家僕・中間たちや日根野・入山田村の番頭・百姓から情報を得ていた。特に家僕たちは政基にとつての耳目であり、黒田氏も言うようにしばしば村に派遣されて政基の命令を日根野・入山田村に伝達し、年貢収納や村での問題処理にあたり、村の動向・事件・行事・要求を政基に報告した。

十三日辛卯、晴、在利自日根野申送云、東方番頭等有種々懇望

事、先去年冬段銭分可致沙汰由申之云々（略）

十四日壬辰、晴、早且在利申云、東方番頭二人逐電了¹⁴（略）

文亀元年四月十三日、日根野村にあった家僕の石井在利は、日根野村東方番頭の段銭減免の訴えを政基に報じ、翌十四日には東方の番頭二人が逐電（逃散）したと報じた。同年の「地下小屋人」（逃散）のため段銭が減額されたことが、同年十二月の段銭散用状からわかる。¹⁵「旅引付」の記事の多くは伝聞情報とはいえ、そのほとんどは政基の家僕たちが直接見聞して政基に報告した正確な情報であ

り、政基の直接の見聞に等しいものが多く含まれている。

日根野・入山田村の番頭・百姓も政基に、村の動きや、日根荘・和泉国をめぐる争っていた和泉兩守護細川氏と紀伊の根来寺の動向を報告している。百姓たちは次のように、政基の在荘を理由に兩守護や根来寺の圧力や要求を回避した。

本所様御在庄也、年貢諸公事諸篇任御本所之仰訖、然上者於地下此配符不及留置トテ、則令返之云々¹⁶

地下（百姓）は本所（政基）の在荘とその「仰」を理由に、兩守護の年貢公事納入命令を拒絶し配符を突き返している。もとより番頭・百姓は年貢公事の負担をめぐって政基と対立関係にあり、兩守護や根来寺に結びつく百姓もいた。村が政基に報告する情報はその対立関係を踏まえて慎重に読み解く必要がある。しかし村が政基に報告した兩守護や根来寺の要求は、政基の在荘を利用しようとする村の行動から見て正確な情報と考えられる。

「旅引付」には「後聞」として後日の伝聞を書いている箇所がいくつかある。¹⁷

二十八日甲辰、朝晴、申剋^大○鳴嶺頭黒雲聳起、即雨下、次第二谷中二雨甚、黄昏雷鳴、後聞、此一谷四ヶ村之外一滴も不沾

云々、滝宮威厳殊勝々々、北ハ熊取・木嶋、西ハ日根野村、
雖双峯不及一滴云々

入山田村の雨乞いの後に降雨があった文亀元年七月二十八日の記事である。和泉書院刊の「旅引付」影印編によれば、「後聞」以後の文は翌日の二十九日の行に小さい字で書かれている。二十九日以後の記事を書いてから後に聞いたことを挿入したと考えられる。

しかし、これ以外の「後聞」の箇所には、このような小さな字での挿入がなく、行間も前後の文に比べて狭くないことが和泉書院刊の影印篇からわかる。このことから政基は「後聞」のことも含めて情報を整理して何日分かをまとめて書いたと考えられる。梶木氏は「旅引付」の筆致に数日ごとのまとまりがあると指摘する。その根拠は明確でないが、「旅引付」影印篇から筆者も同様の印象を受ける。これが正しければ、政基が何日分かをまとめて書いたとする推定を裏付ける傍証となるであろう。

政基が後日の情報も加えて「旅引付」を書いたのはなぜか。それはやはり「旅引付」が後にも参照されるべき在荘直務の記録であったためと考えられる。

予、去三月引付之面、悉令読聞畢去三月廿八日以後採聞三月廿四日ヲテ引付也

永正元年七月六日、政基は日根荘をしばらく離れていた家僕（信濃小路長盛）に「旅引付」永正元年三月二十八日から閏三月二十四日までを自ら読み聞かせた。この前日、政基が三月二十九日に処刑した窃盗犯の正円右馬（入山田四か村の苧蒲村の百姓）の弟・高野聖の順良が、兄の処刑の根拠を問い質して訴え出た。兄の処刑に異を唱える順良の訴えを「甚無謂」とした政基は、順良の訴えを取り次ぐ家僕たちが事情に疎いと判断し、正円右馬窃盗・処刑事件の記事を家僕に周知したのである。¹⁸

政基が読み聞かせた三月二十八日から閏三月二十四日までの記事は、正円右馬の窃盗・処刑の記事である。三月二十八日条に正円右馬の窃盗に関する詳細な裁判の記事があり、二十九日条に正円右馬の処刑記事、閏三月二日条にはその田地の処分に関する記事がある。政基にとって「旅引付」は極めて実用的な機能を有しており、「旅所」にて常に引用されるべき「引付」であった。このため政基は意識的に情報を整理して「旅引付」を書いたと考えられる。

日根荘において政基は公家としての行事や生活（五節供・庚申待ち・亥子・彼岸持斎・物忌み・酒宴・双六・歌会など）をできるだけ実現しようとした。しかし「旅引付」には公家的な生活の側面はほとんど詳述されず、簡略な記事に留まる。日根荘における政基の公家としての行事がしばしば「略儀」となったことだけが原因ではない。「旅引付」には京都の九条家や朝廷の動向も、子息の九条尚経

の関白就任記事（文亀元年閏六月四日条）や新天皇の即位儀式（文亀元年十一月二十四日～十二月二日条）などを除くと詳しく記されない。政基は自身の公家的生活や京都の九条家・公家社会の記事が記される九条家の「家」の日記とは別に、在荘直務支配のために特化した記録として「旅引付」を書いたと推測される。

3 「旅引付」の作為（改竄）と政基の意図

服部氏の指摘どおり「旅引付」には虚偽の記述がある。文亀二年正月二十六日、窃盗犯の七宝滝寺悪僧の阿弥陀坊が捕らえられた。服部氏の研究は、この悪僧が処刑されず助命されたことを、助命後に入山田村百姓たちが政基の家僕に宛てて礼を述べ忠節を誓った請文から明らかにしている¹⁹。服部氏はその後の新説で見解を修正し、政基が悪僧の処刑命令を出した後に家僕と番頭・百姓の交渉で悪僧が助命となり、政基も助命を黙認したため、結果的に「旅引付」の悪僧処刑の記述は虚偽の記載になったが、政基の処刑命令は事実なので、「旅引付」の虚偽性を強調すべきでないと改めた²⁰。

服部氏の旧説以来、悪僧の助命を政基は知らなかったか、家僕から虚偽の報告を受けたと考える傾向が強い。確かに家僕宛の入山田村百姓の請文に「公方様の御きこゑをかへり見す、御しやうかいニかへられ、ひそかにたすけ下され候²¹」とあるように、政基の処刑命令に反して番頭との交渉で助命を決めたのは家僕であろう。しかし

政基が助命の事実を知らされなかったとは考えられない。服部氏も新説で問題にしたように、悪僧助命後の入山田村百姓たちによる請文は「九条家文書」に残されているからである。後述するように、政基は手元に集められた文書を管理して「旅引付」に筆写するなどしている。政基がこの請文を知らなかったとは考えられず、文書の伝来から見ても悪僧助命の報告を受けていたはずである。

政基が悪僧の処刑記事を訂正しなかったのは、やはり助命したことを在荘直務支配の記録である「旅引付」に書き残したくなかったからであろう。「旅引付」には村の「隠密」「密々」「密談」という行為がしばしば記される。そのため政基は村の内実を見抜けなかったとする見方が強い。しかし服部氏は新説で、政基は村の「隠密」「密々」「密談」を知っていたが「旅引付」に詳しく記さず知らないことにしていたとする。「隠密」「密々」「密談」にも悪僧処刑記事と同じく、政基が書き残したくない事柄があったため、「旅引付」に詳しく書くのを避けたと思われる。「旅引付」が荘園経営のために先例として将来引用・参照され得る記録である以上、政基は先例にふさわしくない事柄の記述を意図的に避けたのであろう。しかし一方で、悪僧助命の証拠になる文書も廃棄せず証拠として保管したのである。

政基は受け取った文書を「旅引付」に記す際に日付の改竄を行ったこともある。酒井・水藤両氏が指摘する文亀元年八月二日付の京

兆細川家宿老薬師寺元長の書状である。²²⁾

抑去月二日薬師寺備後守書状、自京都依有子細、其儀相待之処、于今延引、然而爰元之儀既物忿也、仍不待京都之左右、今日件状ヲ堺へ遣了、然而八月二日之日付也、余に延引之条、以八直九了、其子細委仰上俊通朝臣者也²³⁾

政基は両守護細川氏による日根荘の違乱を停止させるよう、室町幕府と幕府管領（京兆家）細川政元（和泉両守護細川氏の物領家、政基の実子細川澄之の養父）に働きかけていた。日根荘違乱停止を命じる政元宿老薬師寺の書状をもらったが、一カ月経っても京都の京兆家の動きがないので、九月七日、政基の判断で堺の両守護に薬師寺の書状を送付し、その際、両守護に送るその書状の月を八月から九月に書き換えた。酒井氏は、中世社会の当事者主義を踏まえて、文書によって利益を得る当事者（政基）の文書改竄は当然あり得たと指摘する。水藤氏は、書状発給から一カ月経つのはまずいと政基が判断して月を改竄したとする。

この改竄の理由は両氏の推定どおりであろう。注目すべきは、政基が改竄の事実を隠蔽せず、その経緯を克明に記録していることである。また政基は書状の月の改竄を京都の家僕富小路俊通に知らせている。九条家から幕府・京兆家への日根荘保護の交渉に備えて、

書状の月を改竄せざるを得なかった事情（原因は京都の京兆家の動きの遅延）を記録し、京都の俊通ひいては子息の尚経に周知しておく必要があったのである。

政基が現実と違った日付で文書を発給した例もある。文龜三年九月二十一日付の日根野村東方・西方への段銭徴収の配符は、実際には九月二十九日に発給されたのだが、

今日配付可入之由沙汰之状条、今日不成就日也、至于今遅退言語道断之儀也、当季反銭ヲ冬ニ成テ入者後例ニ可申、雖然今日ハ可入之、去廿一日之日付ニ認テ、明旦早々可遣也²⁴⁾

とあるように、二十九日の日柄が悪く、遅れている秋段銭の配符発給を明日以後（十月）にすることを「後例」にしたくないため、本来の秋段銭配符発給の日付である二十一日付としたのである。政基は「後例」を意識し、発給文書の日付を書き換えた作為の事情を「旅引付」に克明に記録した。政基にとって「旅引付」とは、荘園経営の経験やノウハウの記録であった。「旅引付」には虚偽・改竄があり公家の主観的で独善的な記述もあるが、一見虚偽・改竄に見える記事もすべてがそのようなものではなく、その多くが厳しい状況に置かれた公家領荘園の経営を維持するために必要な作為であったと推測される。酒井氏の評価のとおり、全体として政基は後世に

向けて事件を正確に記録していたとすべきであろう。

二 「旅引付」と文書・日記

1 「旅引付」と在荘直務の文書

「旅引付」の特徴は、政基（および在荘の家僕）の発給文書および受給文書が多数筆写されていることである。「九条家文書」や九条尚経の雑記集「後慈眼院殿雑筆」にも、政基が作成・発給した文書や受け取った文書が多く残される。日根荘在荘期の政基は精力的に文書を作成・発給し、入手・保管・記録していた。前章でその一端を紹介したが、「旅引付」を考える際、日記と文書との関係は大きな課題である。さらに政基の文書の授受・保管と「旅引付」の関係を考えてみよう。

政基は年貢賦課のための台帳を持っていた。文亀二年九月十三日、日根野村が虫害のため作柄調査を求めてきた時、政基は日根野村の田数を次のように記している。

日根野東西分五十四町五段五十歩参ヲ、除諸免田外二百姓名廿五
丁二反六十歩、公田二丁五反十歩、舍人田一丁四反六十歩参

この田数は室町期と思われる日根野村惣田数案参と一致する。政基

は文亀三年九月に日根野村東方の内検帳を作らせ、日根野村西方についても番頭ごとの田地注文参を作らせていた。入山田村に關しても四か村の田数を把握する何らかの台帳を持っていたはずである。長福寺の政基の元には多くの文書が集められていた。政基が受け取った文書の紙背を「旅引付」の料紙としなかったのは、先述のように紙背の再利用が難しいという事情もあるが、政基が受け取った文書を実用に応じて意識的に筆写・保管しようとしたためと考えられる。

「九条家文書」には、政基在荘期の日根野・入山田村の散用状や納帳が多数残される。年貢の散用状はなぜかまったく残っていないが、年貢に次いで重要な段銭については、日根野村東方・入山田村の政基在荘期の四年間の散用状が残されている。政基は年貢・段銭の徴収も「旅引付」に記しており、問題が生じた時には散用状を調べて「旅引付」を書いている。

廿七日乙丑、(略)抑日根野村東方段銭ヲ自去参年文亀元三ヶ年二
千疋分ヲ可免之由、在利約談地下了、仍去々年三百疋取之、
残分二ヶ年二七千疋参ヲ可給トテ、旧冬秋反銭之内三百五十疋
地下ニ押取了、仍相尋在利之処不存也参(略)

文亀元年に日根荘奉行の石井在利が政基に無断で日根野村東方に

段銭千疋を免除した疑惑につき、政基は去々年（文亀元年）に三百疋を東方に免除し、旧冬（文亀二年）に三百五十疋を免除したと記した。政基は文亀元年の三百疋（三貫文）免除の経緯を「旅引付」に記すために、同年の段銭散用状の「三貫文 同地下小屋入仕迷惑候間、可有御扶持申候て直二引給候、未請取ハ不遣候」の記事と、文亀二年段銭散用状の「三貫文 東方地下へ千疋御扶持之内引之」の記事、そして政基の尋問に対して在利が返答した文亀二年正月の書状を調べたと思われる。

段銭賦課に関して、「旅引付」と散用状では記述の食い違いもある。政基が「旅引付」に筆写した日根野・入山田村宛の段銭配符の賦課率は、夏段銭が段別百文、秋段銭は段別百二十文である。しかし散用状が記す実際の徴収額は段別五十文であった。しかし政基はほとんどの場合、段別五十文に減額する前の本来の段銭賦課率だけを「旅引付」に記している。このあたりに、「旅引付」を単なる先例の典拠としてではなく、現実との齟齬があっても荘園経営の規範となるものにしてしようとした政基の意志を感じることができよう。

政基が「旅引付」に筆写した発給文書は、様式的には政基書状、政基御教書、政基家僕（日根莊奉行）奉書、政基や家僕の書状に分けられる。宛所ごとに見れば日根野・入山田村、両守護、根来寺宛の文書が多い。政基の支配対象である村、政基の敵対勢力である両守護、九条家の脅威である根来寺、この三者宛の文書が多いのは当

然である。日根野・入山田村宛の文書は先に述べた配符の他、ほとんどが日根莊支配のための命令伝達文書で、すべて政基家僕（奉行）奉書か家僕書状である。両守護宛の文書のはほとんどは日根莊の違乱や押妨について抗議した文書で、家僕書状が多く家僕（奉行）奉書もある。根来寺の僧への文書には、寺僧から九条家への借錢の返済要求や日根莊代官職補任要求に対する回答、根来寺衆の軍事行動や日根莊の直務維持に関する九条家からの要求の文書が多い。家僕奉書・家僕書状が多いが、根来寺に対しては太閤・前関白政基の御教書も使われている。

政基が受け取った文書も当然ながら、日根野・入山田村、両守護、根来寺からの文書が多い。日根野・入山田村の番頭・百姓の申状、両守護（および守護被官）の書状、根来寺の僧からの借錢返済・代官職要求の文書である。両守護や根来寺が日根野・入山田村に宛てた文書も、村からの報告を受けて「旅引付」に記録している。他に日根莊の違乱停止を命じた室町幕府奉行人奉書や京兆細川家からの文書がある。丁冊の紙背文書（家僕書状）のように、京都の九条家や公家との間で授受された文書も政基の元にあつたと思われるが、「旅引付」にはあまり筆写されていない。政基は受け取った文書のうち、日根莊支配に関係する文書を優先的に「旅引付」に筆写したと思われる。

政基は両守護との以前からの訴訟文書や室町期の守護請の文書

も、日根荘支配の証拠文書として「旅引付」に引用している。日根荘が両守護から九条家に返還された永享元年（一四二八）と同四年（一四三二）の両守護の「渡状」⁴⁴を、両守護に対する反論・批判のためにしばしば引用している。この両守護の「渡状」とは、「九条家文書」に伝わり政基の父満家の「九条満家公引付」に筆写されている、永享元年十二月二十一日付および同四年十月二十一日付の両守護・両守護代遵行状のことである。⁴⁵

「九条家文書」のうち政基が在荘中に受給した文書の端裏書には、政基の自筆の端裏書と思われるものがある。永正元年十一月五日付の根来寺関伽井坊明尊の日根野・入山田村領家方代官職請文には、「日根野・入山田請文 関伽井 永正元」の端裏書がある。歴史館いずみさの図録に掲載されている写真図版で端裏書の「日根野・入山田請文」という文字を見ると、「旅引付」の政基の字に似ている。⁴⁶この請文は「旅引付」永正元年十一月七日条にも写されている。政基は受け取った文書の端裏に要点を記して管理しており、「旅引付」とともに文書も手で管理して実用に資していたと考えられる。

2 政基と村の文書授受および村の文書

「旅引付」には、政基と日根野・入山田村の間で交わされた文書がたびたび記される。黒田氏が論じるように、政基は家僕（奉行）奉書や家僕書状を村に頻繁に発給している。政基は、文書を発給す

る際に、家僕を村に派遣するか、番頭を呼びつけて家僕に文書を手渡させるかのどちらかの方法をとっており、政基は決して番頭たちと対面しない。さらに番頭は次のように政基の発給した文書を村で読み聞かせて伝達していた。

各申云、文忙⁴⁷之者共候、罷帰香積院二読せ申承候て、地下加評儀⁴⁷

村の百姓へのこのような文書の「披露」は、番頭・在地の寺僧（船淵村の香積院など）や文書を村に伝達した家僕により行われていたのであろう。

もとより年貢段銭の徴収実務にあたる番頭たちが「文盲」であるはずはない。番頭たちは村の田地の状況を把握しており、何らかの台帳を持って政基の賦課に相対したと思われる。永正元年三月二十九日に窃盗の罪で処刑された正円右馬の遺産（田地作職）についての注文（田之分日記）は、「日暮時分番頭参、作職以下田地等一紙注進了」とあるように、番頭によって作成され閏三月四日に政基に注進されている。⁴⁸

日根野・入山田村の番頭・百姓らは、年貢段銭減免や両守護・根来寺への対処を求める申状をしばしば政基に提出している。なかには政基の文書発給を要請することもあった。

然者其時自地下注進申由申候て、地下江番頭衆以下を御折勘候御一行を可被下候、干用ハ不可用地下之評議候トテ、折紙ヲ持來了、可然之由返答了⁴⁹

永正元年四月、根来寺の僧から入山田村に対して代官職を求める圧力が強まった。四月十七日、番頭たちは政基の在荘を理由に根来寺の僧の要求を拒否するため、政基から番頭衆たちを「折勘」し村の「評儀」は採用しない（政基が裁決を行う）とする「御一行」（文書）を発給して欲しいと願い出、そのための「折紙」を持参した。村田修三氏は、番頭たちの求めた「御一行」とはこの直後の文亀元年五月一日に政基が発した撰銭法であつたとする。このように、番頭たちは政基に発給してもらう文書の内容（「地下江番頭衆以下を御折勘候御一行」）についての要望も述べている。

黒田氏は、政基はしばしば両守護・根来寺の要求に対する返事の内容を村に指示し、村から両守護・根来寺に出す返書の文案も作成していたとする。村は政基の作成した返書が村にとって不都合と判断した場合にはこれを拒み政基に返却することもあり、政基が村を通じて両守護・根来寺に返書を出す際には、返書の文案について政基と村の合意形成が図られていたとする。政基と村が合意の上で返事を出したのは事実だが、ここでは政基が両守護や根来寺の要求に対して、家僕や村に返答させていた点に注目したい。両守護や根来

寺の要求や圧力の多くは政基に直接でなく、村に対して行われた。そのため、村が政基の命令を受けて返事を出し、政基家僕の奉書や家僕書状も通常は村を経由して両守護や根来寺に送られた。ここに、両守護や根来寺より上位であるという政基の意識がうかがえ、その意識が文書の授受にも反映している。

日根野・入山田村は文書を頻繁に作成して政基に上申し、政基の命令伝達文書を受給した。また両守護方や根来寺からも文書を受け取っている。政基と村の間で授受した文書は残念ながら在地に伝来していない。しかしこれまでの日根荘研究史において、日根野・入山田村が政基・両守護・根来寺と強かに渡り合ったことはよく知られる。そのような村の主體的な動きは「旅引付」に見える村の積極的な文書の作成・授受・活用にも現れている。

先に述べたように、「旅引付」には両守護や根来寺から送られた日根野・入山田村への様々な要求・命令の文書も多数写されている。両守護方や根来寺から村に発給された文書を、村の番頭たちが政基のもとに届けて報告したためである。村の番頭たちが両守護や根来寺の要求に対処することもあったが、これを政基に報告することで、政基が両守護や根来寺に対処（要求の拒否）することを期待した。番頭・百姓は両守護や根来寺の要求をかわすため、政基の在荘を利用する以外、他に手はなかった。一方の政基も、村がもたらす情報（両守護・根来寺の動向や日根荘への要求内容の報告）に依存してい

た。

酒井氏が論じたように、政基は「……と仰す」という自敬表現を、自身の命令だけでなく家僕や村の百姓から両守護や根来寺への伝達にも用い、両守護・根来寺からの主張や伝達には「……と申す」と記し、「仰す」と「申す」を峻別して使用した。村が政基の「仰」を受けて上位の相手（両守護・根来寺）に出す文書は、書き止め文言が「恐々謹言」「謹言」となっている書状であったが、このような村の文書も政基にとっては「仰」と位置づけられていた。政基には、両守護や根来寺に抗して日根荘の直務支配を維持するために「……と仰す」という表現を使うことで村を自分の論理に取り込もうとする意識があった。

しかし政基と村では、両守護や根来寺に対する姿勢に差異がある。日根野・入山田村から両守護や根来寺の要求に対して返答した文書は、政基が「仰」と「旅引付」に記しているにもかかわらず、書状であることに変わらない。村は両守護や根来寺に「仰」という姿勢で対応してはいないし、政基の意を受けた奉告的な立場であるとは限らない。村が両守護や根来寺に宛てた文書のなかには、政基の「仰」の論理に取り込まれていないものもあった。

政基が把握しない在地の文書に売券や預状がある。永正元年四月七日、根来寺の修法院重宗は入山田村の大木村の田地を熊取の土豪中左近に売却した。この売券には大木村番頭の松下宮内と田中左

近・若末左近が署名しており、現在、日根野・入山田村に隣接する熊取の土豪中家の文書に伝来している。³³このような一件は「旅引付」には記録されておらず、加地子得分の売買については当事者や番頭の間だけで売券が作成され、政基には報告されなかったと思われる。また、正田右馬が盗んだ米（菖蒲村百姓の亀源七の米）に付けられていた切紙のような動産の運用に関する文書も、³⁴窃盗が発覚しなければ政基の知るところとはならなかったであろう。「旅引付」が記す村の「隠密」「密々」により作成された文書もあったと思われる。

なお水藤氏は、政基が「旅引付」甲冊末に田地の面積単位を書いていることから、田の面積に無知で、勧農も行わず村の田地の状況も番頭の注進なしには知り得なかったとしている。しかし面積単位の記述は覚え書きとも考えられ、それが直ちに面積単位の無知を意味するとは限らない。戦国期の荘園領主が勧農を行わないのも自然ではない。政基は確かに村落の内実には疎いがそれは公家であれば当然で、むしろ文書を注進させてできる限り田地状況の把握に努めていることを評価すべきであろう。

3 「旅引付」と九条家の日記・文書

「旅引付」研究の圧倒的多数は日根荘や村落の研究であるが、近年は政基の在荘直務と京都の九条家の関係についても研究が進めら

れている。政基の在莊直務は九条家や京都の公家・武家社会と無関係に行われていたのではない。しかし「旅引付」と九条家の日記・文書との関係については、まだ検討の余地がある。

さて、「旅引付」と同時代の九条家の日記には、九条尚経の日記「後慈眼院殿御記」と雑記帳「後慈眼院殿雑筆」（以下、「雑筆」）が残されている。⁵⁵ まずは「旅引付」とこれらを照合し検討する。

政基は「旅引付」甲冊の冒頭に「胸の秘薬」「ヲコリ（癩）の落薬」を記している。調査された薬でない、生き物や香・履き物の革の服用法と効用であり、民間療法ではないかと考えられる。実は政基は下向在莊の前年の明応九年六月に大病を患っていた。

廿日、晴、依為准后御不例以外危急而、即位灌頂之□蜜印等於被授余了、次第等見彼秘書⁵⁶

准后（政基）の不例は「危急」で、政基は摂関家に伝わる即位灌頂の蜜印を「余」すなわち尚経に授けたほどであった。甲冊の民間療法の記述は、大病回復の九カ月後に日根莊に下向した老齡の政基が健康に気を配っていた現れであろう。

「旅引付」は政基の下向の理由を両守護の押領とだけ記すが、下向に至る経緯は書かれていない。しかし「雑筆」によれば、文亀元年二月から三月十日にかけて九条家当主の尚経と家僕の富小路俊通

は日根莊に使者を派遣するか検討していた。二月五日、俊通は家僕の白川富秀に「泉州之儀先日注進、使者二令持書状委細言上候き」と日根莊に派遣する使者に持たせる書状を用意している。⁵⁷ 十一日、尚経は俊通に宛てて「泉州」に「先副頼政只今降候つる」と書き、頼政なる者を日根莊に派遣したと返事した。⁵⁸ しかし尚経はその後「泉州之儀、（略）此者下国候ハ、不思議出来候やらん」と俊通に述べ、予定している使者を派遣すれば百姓も九条家の様子を見て守護方に寝返るかもしれないと危惧している。⁵⁹ 三月十日、尚経は俊通に「泉州之儀干用者、彼書状にてあるへく候」と述べ、用意した書状を持たせていかせなければ使者を派遣しても無駄だと伝えた。⁶⁰

尚経・俊通が派遣する使者の人選や持たせる書状の作成に腐心しながら、なお使者派遣に踏み切れない様子がわかる。尚経・俊通は老齡で隠居の政基を下向させることなど検討していない。政基の日根莊下向は三月十日以後、下向の二十八日までの間に決定・実行されたが、それは九条家の当初の方針ではなかったことがわかる。

政基の在莊は三年八か月に及んだが、当初から長期の在莊を計画していたわけではなかった。政基は文亀元年十一月二十六日条の三条西実隆（尚経の舅）宛の同日付書状で、後柏原天皇の即位の礼に關する婿の尚経への助言を謝し、「此方之儀相調候者、来春以参洛之時可延報謝候也」と述べている。村の自力で両守護方を撃退し一年目の年貢収納を実現した政基は、日根莊の問題が解決に向かった

と判断し翌年春の帰洛を予定していた。

「雑筆」にも、帰洛が近いことを尚経に伝えた文亀二年正月二日付の政基による年賀の書状があり、政基は「当庄之儀違本意候、以上洛可申承候也」と日根荘の経営再建が成功したと述べている。⁶¹尚経も正月二十八日付の政基への書状で「早々当庄之御儀、被違本意、以御帰京之時、如此祝詞等可言上候」と返事を出し、舅の実隆にも「当春可調太閤帰洛之儀候」と述べている。⁶²しかし政基の早期の帰洛は実現せず在荘は長期化した。

政基は文亀二年十月十八日条で、日根荘在荘を「田舎之蟄居」と述べている。政基の在荘には、後土御門天皇の勅勘に対して謹慎するという意味合いもあった。しかし、すでに後土御門天皇が亡くなっていることもあり、政基が勅勘を解かれたかどうかは「旅引付」からはわからない。これについても、「雑筆」の文亀二年二月二十九日の富小路俊通宛の尚経書状に、

太閤勅免之御儀申度候、(略)此状を侍大へ可被持向候⁶³

とあり、舅で新天皇側近の「侍大」こと侍従大納言三条西実隆に政基の勅免を働きかけるよう俊通に伝えている。政基は文亀二年二月時点でも勅免を解かれていなかったのである。

「九条家文書」には、文亀元年八月一日から十日の日記と推定さ

れる記録断簡が残されている。「□□談合之処、一方申次候間、薬備より申候」(三日条)、「此間ニ以斎和、広瀬三川に申聞候」(五日条)、「茨木返事到来、薬備歡樂之間」(六日条)、「以状両雑掌ニ可被申届之由、与一方より申送之」(七日条)とあり、九条家が「斎和」こと京兆家宿老の斎藤大和守元右、「薬備」こと同家宿老の薬師寺備後守元長(撰津守護代、和泉上守護担当の京兆家申次・撰津国茨木に滞在)、薬師寺与一(元長の子元一)と交渉し、斎藤が広瀬三河守に、薬師寺が両守護の両雑掌に事情を申し聞かせているという内容である。⁶⁴「旅引付」文亀元年八月二十二日条に写された同月十九日付の斎藤元和から富小路俊通に宛てた書状には、

御家領事、上意之趣、又御支証筋目堅申含両雑掌候、殊与一相共申聞候

とあり、政基は「守護雑掌江村并広瀬川」と記している。ここから、右の記録断簡に見える広瀬三河守と両雑掌の江村が両守護の在京雑掌であることがわかる。この記録断簡に見える九条家と京兆家の交渉、京兆家から両守護への命令は、政基にも報告されている。

この記録断簡は九条家側の日記であろう。二日条に「聡明殿犬追物被遊候」とあり、政基の実子で細川政元の養子聡明丸(のちの澄之)に「殿」を付けているので、兄尚経でなく家僕の日記である。

先の斎藤元和書状が俊通に宛てられていること、洛南の九条亭にある尚経の意を受けて幕府・京兆家・朝廷と様々な交渉にあたったのが洛中に宿所を持つ家僕筆頭の富小路俊通であることから、この記録断簡は俊通の日記の可能性がある。

すでに述べたように、政基の家僕たちは京都（九条家）と日根荘・家領荘園を往反し、九条家（尚経）の家政と政基の在荘直務を支えた。⁽⁶⁶⁾ 政基は家僕や九条家を通じて京都政界の情報収集していた。尚経も家僕の俊通を通じて京兆細川政元に両守護違乱の停止命令を働きかけるなど、家僕の活動に支えられて政基と尚経は日根荘の経営で協力していた。

廿一日癸亥、晴、日根野・入山田俊通奉行分、長盛二一種二申合了、今日入山田方相触之云々⁽⁶⁷⁾

文亀二年四月二十一日、政基は日根野・入山田村の富小路俊通知行分（日根野村西方と入山田村半分）を奉行の信濃小路長盛に管轄させ、日根荘の支配を自身の下に一本化したと記した。しかし政基と尚経はこれ以前にこの件について決定を下している。

青木土左方依歎楽下向遅々候之間、其聞之儀宮内大輔殿可被申調候、其旨可被存知之由候也、仍状如件、

卯月二日

重久判

日根野入山田西方

正家判

両村名主御番頭中⁽⁶⁸⁾

富小路俊通の代官青木土佐入道が病気のため、信濃小路長盛（宮内大輔）に俊通奉行分の支配を任せる処置が、文亀二年四月二日付の家僕山田重久・正家直状で村に伝達された。山田重久は政基に仕えた家僕であり、この直状案は「雑筆」のなかに残されている。政基と尚経は日根荘の支配体制を変更する際にも互いに連絡調整し合っていた。

「雑筆」の紙背には日根荘に関する文書がある。政基は日根荘の状況報告のため文亀元年九月七日、大木村の円満寺の僧を上洛させた。円満寺の僧が九条家に滞在したことは「雑筆」の紙背文書でも確かめられる。円満寺の僧の上洛には、「旅引付」が記す理由のほかに「去春番頭分」つまり昨年春の番頭の納入分の問題が関係していた。⁽⁶⁹⁾ また別の紙背文書には、日根荘奉行の竹原定雄が日根荘のほかに九条家領の備中国駄里荘・尾張国二宮の収益から給分を与えられ、播磨国田原荘の給主職となる予定であったことが記される。⁽⁷⁰⁾ 政基に仕えた奉行の経済基盤や複数の九条家領への関与がわかる。

以上のように、「旅引付」を同時期の京都の九条家の日記や文書

と対照し補いながら読み解くことで「旅引付」や日根荘の研究が一層深まるだろう。

おわりに

本稿では「旅引付」の史料的な性格、および他の同時代の史料（文書・日記・伝承）との関わりを考察してきた。「旅引付」は記主の九条政基が家領に在荘して書いた日記である。在荘直務のための日記であり直務と関わって見聞した村落の世界を記述している。「旅引付」は通常の公家の日次記ではなく、特異な公家日記である。しかし当時、公家の在荘は特異なことではない。政基も「旅引付」文亀元年三月二十八日条で次のように記している。

老後家領ニ在庄、古今不珍題目也

政基自身、文明二年（一四七〇）に家領の尾張国二宮に下向滞在中、日根荘から帰洛した翌年の永正二年（一五〇五）にも家領の山城国小塩荘に下向して「小塩荘下向引付」⁷⁴を記した。戦国期は公家の在荘・在国が常態化した時代である。遡って室町期にも、伏見宮貞成親王の日記「看聞日記」（応永二十三年〔一四一六〕〜文安五年〔一四四八〕）のように、家領の山城国伏見荘に在荘中、在地の世界を

見聞した記録が残っている⁷⁵。

「旅引付」は伝存する公家日記としては、在京を原則としていた公家が在地の世界を記したという点で特異で珍しい日記ではあるが、このような公家の在荘日記は戦国期には多数存在したはずであり、当時存在した公家の日記のなかではこのような在荘日記は珍しくはなかったと思われる。

戦国期は公家が在地社会と深く関わらねばならない時代であった。そのことは、「旅引付」の記述内容だけでなく「旅引付」の史料的性格にも現れている。在荘政所である長福寺に保管された文書・帳簿や日根荘領有の古い証文を引用して「旅引付」を書き、村・地域権力（両守護や根来寺）・幕府・京兆家からの文書も書き写した。客観的には、村との対立矛盾はあったとしても、政基は両守護や根来寺に対抗するために村を自分の側に取り込もうと努めていた。在荘直務と実態の齟齬、百姓との対立についても「後例」を意識しつつ対応したが、「旅引付」に記さない実態を語る文書も廃棄せず保管し、直務支配の建前と実態を「旅引付」に記録した。

厳密には日記ではないが京都の公家社会のなかで書かれた「雑筆」にも、日根荘領有の証文、幕府や京兆家からの文書、日根荘直務に関わる家僕の文書が写されている。「旅引付」と「雑筆」には史料的性格という面で通底するものがある。儀礼・故実・先例を重んじる公家日記のあり方は戦国期には大きく変化していき、荘園経

営や村落・在地の実態が書き記されるようになる。このような意味で、九条政基の「旅引付」は莊園支配日記であると同時に、戦国時代の在地の世界の記録という性格を持っている。

最後に、「旅引付」には村落や在地の様々な伝承や習俗が記されていることにふれたい。先に見た雨乞いや「胸の秘薬」「ヲコリの落葉」のほか、「旅引付」年表に見える村や寺社の祭礼（猿楽・田楽・相撲・風流念仏・和泉五社放生会・雨喜の風流・三毬打〔左義長〕、日根莊鎮守の大井関社での連歌、飢饉食（蕨粉食）、茶染（衣料の染色）などである。「胸の秘薬」「ヲコリの落葉」以外はすべて日根莊に伝わる伝承である。「旅引付」が記した伝承は現在の日根莊故地にはほとんど残っていない。失われてしまった伝承は「旅引付」のなかにしか存在しない。伝承だけでなく、地元では九条家の日根莊支配の歴史も政基の在莊直務も忘れ去られている。「旅引付」は滅び去った伝承の貴重な証言でもある。

また先に見た犬鳴山七宝滝寺について政基は、文亀二年十一月に門外不出の犬鳴山七宝滝寺の縁起を借用して筆写し、帰洛の際に筆写した縁起を京都に持ち帰った。七宝滝寺の修験のあり方を伝える最も古い縁起であり、山号の由来・犬鳴峰・境内の滝・堂舎・沿革について近世以後の犬鳴山の縁起には見えない貴重な記述を含んでいる。

これまでの「旅引付」の記録の仕方から見て、政基はこうした伝

承や習俗を個人的な興味だけで記録したのではないだろう。それらを九条家の支配にとって重要と認識したからこそ、「旅引付」に書いたと考えられる。

註

- (1) 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 政基公旅引付』（養徳社、一九六一年）の田沼氏による「解題」。
- (2) 梶木良夫「政基公旅引付」の書誌学的検討」（『泉佐野市史研究』第八号、二〇〇二年）。
- (3) 『新修泉佐野市史』第五卷中世Ⅱ（二〇〇一年）の「解説」（小山靖憲氏）。
- (4) 酒井紀美「旅引付」の情報世界」（『日本中世の在地社会』吉川弘文館、一九九九年）。
- (5) 黒田基樹「九条政基にみる莊園領主の機能」（遠藤ゆり子・蔵持重裕・田村憲美編『再考 中世莊園制』岩田書院、二〇〇七年）。
- (6) 廣田浩治「中世後期の九条家家僕と九条家領莊園」（『国立歴史民俗博物館研究報告第一〇四集 室町期莊園制の研究』二〇〇四年）、「九条政基と長福寺」（『泉佐野の歴史と今を知る会会報』第二一九号、二〇〇六年）、「政基公旅引付」（『九条政基』——公家の在莊直務と戦国社会（元木泰雄・松蘭斉編『日記で読む日本中世史』ミネルヴァ書房、二〇一一年）。
- (7) 服部英雄「政基公旅引付」が記さなかった下剋上の中世村落」（『遙かなる中世』第一号、一九七七年）。
- (8) 水藤真「戦国の村の日々」（東京堂出版、一九九九年）。
- (9) 田沼陸「公家領莊園の研究——十六世紀初頭における領主権と在地状勢——九条家領日根莊の場合」（『書陵部紀要』第十二号、一九六〇年、のち田

沼陸「中世後期社会と公田体制」岩田書院、二〇〇七年。

- (10) 在莊中の政基の手元に反故紙がなかったわけではない。「九条家文書」文龜三年九月十日日根野村東方内検帳（宮内庁書陵部『図書寮叢刊 九条家文書 一』および『新修泉佐野市史』第五卷参考史料）には、紙背文書が十四点ある。京都から政基に届けられた文書が多く、政基の連歌懐紙もある。主に日根莊経営に関係の薄い文書が内検帳の料紙に宛てられている。しかし政基の手元の反故紙が「旅引付」の料紙に使われることはほとんどなかった。
- (11) 「旅引付」甲・乙・丁冊は折り目の余白の間隔が原文の行間より広く、最初から余白を空けて袋綴じに折られていたと考えられる。政基が「旅引付」に記録した時には紙背文書を照合確認できる卷子装であった（のちに袋綴じに改めた）可能性はない。
- (12) 「旅引付」の料紙の調達方法を考えるためには、各冊の料紙の生産地の特定や、「旅引付」の料紙と九条家の文書・日記の料紙との比較研究も必要である。
- (13) 「旅引付」文龜元年七月二十日条。
- (14) 「旅引付」文龜元年四月十三・十四日条。
- (15) 「九条家文書」文龜元年十二月日日根野・入山田村段銭算用状。
- (16) 「旅引付」文龜元年五月三日条。
- (17) 「後聞」の記事が見えるのは、「旅引付」文龜元年七月十六日条・八月二十七日条・文龜二年八月二十三日条・九月十二日条・永正元年四月十七日条・五月二十二日条。
- (18) 「旅引付」永正元年七月五・六日条。
- (19) 「九条家文書」文龜二年二月八日南右近五郎等連署請文。日根莊関係の「九条家文書」は、『図書寮叢刊 九条家文書 一』および『新修泉佐野市史』第四卷史料編中世Ⅰ・第五卷中世Ⅱに収録されている。
- (20) 服部英雄「中世史料論」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座第

四卷 中世社会の構造」東京大学出版会、二〇〇四年。

- (21) 註(18) 文書。
- (22) 「旅引付」文龜元年八月十八日条。
- (23) 「旅引付」文龜元年九月七日条。
- (24) 「旅引付」文龜三年九月二十九日条。
- (25) 「旅引付」文龜二年九月十三日条。
- (26) 「九条家文書」。
- (27) 「九条家文書」文龜三年日根野村田地注文。
- (28) 「旅引付」文龜三年二月二十七日条。
- (29) 「九条家文書」註(15) 文書。
- (30) 「九条家文書」文龜二年十二月二十九日日根野村東方段銭散用状。
- (31) 「九条家文書」文龜二年正月二十五日石井在利書状。
- (32) 「旅引付」文龜元年五月十三日条・九月十四日条。
- (33) 志賀節子「中世後期九条家領和泉国日根庄における荘園領主段銭をめぐる」、『史敏』第八号、二〇一一年。
- (34) 「旅引付」文龜元年閏六月十一日条、文龜二年二月三日条など多数。村への命令伝達文書に政基の書状・御教書は見られない。
- (35) 「旅引付」文龜元年四月十日・六月二十一日条など多数。守護には政基が直々に書状を出している（文龜元年四月五日・六月二十一日条）。
- (36) 「旅引付」文龜元年閏六月二十日条（借錢関係の返書）、永正元年六月六日条（代官職関係の返書）、文龜元年四月二十四日条（直務支配に対して根来寺の配慮を求めた文書）、文龜元年閏六月二十日条（政基御教書）、文龜二年七月二十一日条（軍事行動に対する文書）など多数。
- (37) 「旅引付」文龜元年九月十九日条など多数。
- (38) 「旅引付」文龜元年三月吉曜（和泉下守護書状）、文龜元年四月五日条（守護代書状）、文龜元年四月十日（守護奉行人連署書状）、文龜元年八月五日条（守護被官書状）など多数。

- (39) 「旅引付」文亀元年八月二十二日条（借錢返済要求）、永正元年四月十三日条（代官職要求）など多数。
- (40) 「旅引付」文亀元年七月三十日条（兩守護方から村宛ての書状）、文亀元年五月二十日条（根来寺の僧から村宛ての書状）、文亀二年九月八日条（根来寺から村宛ての禁制）など多数。
- (41) 「旅引付」文亀元年五月八日条（幕府奉行人奉書）、註(22)京兆家宿老薬師寺元長書状など。
- (42) 『新修泉佐野市史』第五卷「参考史料」年欠六月十二日条石井顯親書状、『新修泉佐野市史』第四卷戦国時代前期三〇三号年欠三月十一日白川富秀書状。
- (43) 「旅引付」文亀二年八月末の同年八月十三日条信濃小路長盛書状案。ここでは、政基は守護請文・年貢送状を引用している。守護請文は「九条家文書」正長元年（一四二八）八月二十五日日根莊請文案、送状は「九条家文書」の応永二十八年（一四二二）・同三十三年（一四二六）・正長元年（一四二八）の日根莊年貢送文案のことである。
- (44) 「旅引付」文亀三年七月十九日条など。
- (45) 「九条満家公引付」は宮内序書陵部編『図書寮叢刊 九条家歴世記録』三。日根莊関係箇所は『新修泉佐野市史』第四・五巻に補訂して収録されている。
- (46) 「九条家文書」。写真図版は歴史館いずみさの特別展図録『政基公旅引付』とその時代（二〇〇一年、廣田が執筆編集）に掲載。
- (47) 「旅引付」永正元年四月十三日条。
- (48) 「旅引付」永正元年閏三月四日条。
- (49) 「旅引付」永正元年四月十七日条。
- (50) 村田修三「入山田村の撰錢令は存在したか」、『史敏』第二号、二〇〇五年。
- (51) 「旅引付」永正元年七月二十六日条（政基の文案作成）、文亀三年七月二十六日条（村から政基への文書の拒否・返却）。
- (52) 「旅引付」文亀三年七月二十七日条の入山田村から守護被官日根野光盛への同日付の書状、永正元年七月二十六日条の入山田村から大伝法院（根来寺）行人沙汰所への書状など。文亀三年七月の入山田村から守護被官日根野光盛への書状送付についても、政基は「如此仰付了」と記し、自己の「仰」であると認識している。
- (53) 『熊取町史』史料編Ⅰ「中家文書」永正元年四月七日根来寺修法院重宗田地売券。
- (54) 「旅引付」永正元年三月二十八日条。
- (55) 「後慈眼院殿御記」は『図書寮叢刊 九条家歴世記録』二に、「後慈眼院殿雜筆」は『図書寮叢刊 九条家歴世記録』二・三に収録される。
- (56) 「後慈眼院殿御記」明応九年六月二十日条。
- (57) 「雜筆」（明応十年正月～三月卷）明応十年二月五日富小路俊通書状案。
- (58) 「雜筆」（明応十年正月～三月卷）月欠十一日九条尚經書状案。
- (59) 「雜筆」（明応十年正月～三月卷）年月日欠九条尚經書状案。
- (60) 「雜筆」（明応十年正月～三月卷）文亀元年三月十日九条尚經書状案。
- (61) 「雜筆」（文亀二年正月～八月）文亀二年正月二日九条政基書状。
- (62) 「雜筆」（文亀二年正月～八月）文亀二年正月二十八日九条尚經書状案。
- (63) 「雜筆」（文亀二年正月～八月）年月日欠九条尚經書状案。
- (64) 「雜筆」（文亀二年正月～八月）。
- (65) 『図書寮叢刊 九条家文書』七の二二五号文書。
- (66) 註(6)廣田「中世後期の九条家家僕と九条家領莊園」。
- (67) 「旅引付」文亀二年四月二十一日条。
- (68) 「雜筆」（文亀二年正月～八月）。
- (69) 『新修泉佐野市史』第四卷「雜筆」紙背文書の文亀元年九月十一日富小路俊通書状。
- (70) 『新修泉佐野市史』第四卷「雜筆」紙背文書の文亀三年四月二十四日西坊城長光（竹原定雄実父）書状。
- (71) 『図書寮叢刊 九条家文書』二の五七四号文書。
- (72) 横井清「室町時代の一皇族の生涯 『看聞日記』の世界」(講談社、初版

一九七九年、二〇〇二年）。

(73) 『図書寮叢刊 諸山縁起』『新修泉佐野市史』第四卷。

付記

本稿は、二〇一二年五月二十七日に開催された国際日本文化研究センターの共同研究「日記の総合的研究」での報告「政基公旅引付」の日記・文書・伝承の史料学——戦国期の在地社会と荘園領主」をもとにまとめたものである。成稿にあたり倉本一宏氏、松園斉氏、マルクス・リュッターマン氏に指導・助言いただいた。記して感謝申し上げます。